

調停事件の終了について

1 事件名

公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件

2 当事者

申請人 中野区民

被申請人 中野区

3 事件の経過

令和3年(2021年)3月 1日 東京都公害審査会に公害紛争処理法に基づ
く調停の申請

同月 9日 調停申請書送達

令和4年(2022年)2月15日 調停不成立・終了

4 事案の概要

本件は、申請人が、平和の森公園内のバーベキューサイトでバーベキューが行われると煙と悪臭のため日常生活に支障を来すとともに、申請人の経営する賃貸マンションの入居人の退居転出等による損害が生じるおそれがあるなどとして、当該バーベキューサイトの運用再開を行わないことを求めるものである。

5 調停を求める事項

被申請人は、住民及び第三者の関与の下で実証実験を行い、住民アンケートを経て無害と認定されるまでは、平和の森公園内のバーベキューサイトの運用再開を行わないこと。

6 事件の終了

調停の不成立により本事件は終了した。